明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
大蔵省印刷局発行

目次

〔省令〕

○保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令（厚生三〇）　一

○保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（同三一）　一〇五

〔告示〕

○健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生六六）　一

○基本診療料の施設基準等を定める件（同六七）　一〇五

○特掲診療料の施設基準等を定める件（同六八）　一一八

○厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法を定める件（同六九）　一一三

○複合病棟に関する基準等を定める件（同七〇）　一一四

○複数手術に係る費用の特例を定める件（同七一）

○厚生大臣の定める掲示事項、特定承認保険医療機関に係る厚生大臣の定める療養及び厚生大臣の定める報告事項を定める件の一部を改正する件（同七二）　一一七

○厚生大臣の定める内服薬及び疾患等を定める件（同七三）

○保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項を定める件の一部を改正する件（同七四）　一一〇

○入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同七五）

○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同七六）

○指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等を定める件（同七七）

○老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同七八）

○老人特掲診療料の施設基準等を定める件（同七九）　一一三

○厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法を定める件（同八〇）　一一五

○老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（同八一）

○療担基準の規定に基づき厚生大臣が定める事項等の一部を改正する件（同八二）　一一六

○老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同八三）

○老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同八四）　一一七

省令

○厚生省令第三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項及び第十四項、第五十九条ノ二第八項並びに第六十九条の三十一において準用する場合を含む）の規定に基づき、並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三、第十条及び第十一条の三中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

第二十条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改め、(2)の(ニ)中「十四日分又は」を削る。

第二十一条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改める。

第二十四条の表中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項及び第十四項、第五十九条ノ二第八項並びに第六十九条の三十一において準用する場合を含む）の規定に基づき、並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三、第十条及び第十一条の三中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

第二十条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改め、(2)の(ニ)中「十四日分又は」を削る。

第二十一条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改める。

第二十四条の表中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

告示

○厚生省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、改正後の別表第一医科診療報酬点数表第一章第二部第二節に規定する特別看護補助加算は、平成十年四月一日以降特別介護料の条件等を定める件の廃止の日までの間に、当該特別介護料加算が算定された診療所においてのみ算定できるものとする。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

第五号の次に次の一号を加える。

六　前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する療養に要する費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十二条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

別表第一から第三までを次のように改める。

○厚生省告示第六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項及び第十四項、第五十九条ノ二第八項並びに第六十九条の三十一において準用する場合を含む）の規定に基づき、並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三、第十条及び第十一条の三中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

第二十条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改め、(2)の(ニ)中「十四日分又は」を削る。

第二十一条の二のホの(1)中「内服薬は、一回十四日分を限度とし、外用薬は、一回七日分」を「内服薬及び外用薬は、一回十四日分」に改める。

第二十四条の表中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。